

みずきの家

重 要 事 項 説 明 書

《令和 6 年 6 月 1 日現在》

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定 第 0590400321

当事業所は、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「小規模多機能型居宅介護サービス」といいます。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。

1. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」といいます。） |
| (2) 事業所の名称 | みずきの家 |
| (3) 所在地 | 秋田県大館市比内町新館字真館 2 1-3 |
| (4) 連絡先 | 電話番号 0 1 8 6 - 5 9 - 5 1 0 1
F A X 0 1 8 6 - 5 9 - 5 1 0 5 |
| (5) 管理者名 | 金谷 晴美 |
| (6) 運営方針 | ①「尊重」 ご契約者の思いを大切にします。
②「安心」 一人ひとりの生活を大切にします。
③「共感」 心に寄り添うケアを提供します。
④「信頼」 地域、ご家族とのつながりを大切にします。
⑤「共生」 地域との相互交流を推進します。 |
| (7) 開設年月日 | 平成 3 0 年 4 月 1 日 |
| (8) 登録定員 | 2 5 名 |

2. 居室・設備の概要

当事業所では、下記の居室及び設備をご用意しています。利用される居室は、全て個室となり、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。

室名	室数	設備・什器等
個室 (9.02 m ²)	9	ベッド、カーテン、冷暖房、洗面設備
居間、食堂	1	テーブル、椅子、流し台、テレビ
キッチン	1	
一般浴室	1	
特殊浴槽	1	ストレッチャー
トイレ	3	
消防設備	各箇所	火災受信盤・非常用放送設備・火災通報装置・火災通報専用電話機・スプリンクラー・消火器・誘導灯・火災報知器

※居室の変更について

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により、事業所側で居室を変更する場合があります。

※居室利用の注意事項について

- ・危険物、ペット、火気のお持ち込みはご遠慮ください。
- ・居室内での喫煙、飲酒はご遠慮ください。
- ・ご契約者の故意又は過失により、居室の設備等を破損、汚損、滅失した場合は、修理もしくは相当費用の負担をお願いすることになります。

3. 職員の配置状況等

- (1) 当事業所では、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、

次の職種の職員を配置しています。

職種	配置人数	備考
管理者	1名	グループホームはなみずきと兼務
介護支援専門 (計画作成担当者)	1名	介護職員と兼務
介護職員	10名以上	
看護職員	1名	

(2) 配置職員の職務内容は、次のとおりです。

〔管 理 者〕 事業所の責任者としてその管理を統括します。

〔介護支援専門員〕 サービスの調整、相談業務、ご契約者に係る居宅サービス計画
(計画作成担当者) 及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」といいます。）
及び小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護
計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」といいます。）を作成します。

〔介 護 職 員〕 ご契約者の日常生活全般にわたる介護業務。

〔看 護 職 員〕 ご契約者の健康管理及び医療機関との連携、療養上のお世話をを行います。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 当事業所の通常の送迎の実施地域は、大館市とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	3 6 5 日
通いサービス	(基本時間) 9時00分から16時00分
宿泊サービス	(基本時間) 16時00分から9時00分
訪問サービス	(基本時間) 24時間

(3) 登録定員及び利用定員

登録定員	25名
通いサービス	15名
宿泊サービス	9名

5. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）

(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

※介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、通常の場合利用料金の9割（8割又は7割）が介護保険から給付され、ご利用者の自己負担は費用全体の1割（2割又は3割）の金額となります。それぞれのサービスをどのように利用するかについては、ご契約者と協議の上、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

ア. サービスの内容

当事業所において、ご契約者に対して提供するサービスは次のとおりです。

◎ 通いサービス

・事業所に通っていただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話をを行います。

- ① 食事
 - ・食事の提供及び食事の介助を行います。
 - ・食事サービスの利用は任意です。
 - ・既製品以外の持ち込みはご遠慮ください。
- ②入浴
 - ・入浴の介助または清拭を行います。
 - ・入浴サービスの利用は任意です。
- ③排泄
 - ・ご契約者の状況に応じた適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④健康チェック
 - ・血圧測定等ご契約者の全身状態の把握を行います。
- ⑤送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- ◎ 宿泊サービス
 - ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話をいたします。
- ◎ 訪問サービス
 - ①ご契約者の自宅をお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話をいたします。
 - ②訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ・医療行為
 - ・ご契約者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受
 - ・ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ・その他ご契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

6. サービス利用料金

(1) 通い・宿泊・訪問（介護費用分）すべてを含んだ1月単位の包括費用の利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。ご契約者の要介護度に応じた次のサービス利用料金（介護保険負担割合証に応じた額）の自己負担額をお支払いただきます。

※入居者負担金は別紙「サービス利用料金表」に定めます。事前に入居者又はその家族に対して文章で説明の上で、支払いに対する旨の文書に記名押印を受けることとなっております。疑問点等があればお尋ねください。

※月ごとの包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状態の変化等により居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。登録日とは、ご契約者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、宿泊、訪問のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とします。登録終了日とは、ご契約者と事業所の利用契約を終了した日とします。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスは以下の通りです。

- ①食事代・・・食代：380円 昼食代：600円（おやつ代含む） 夕食代：400円
- ②宿泊代・・・2,000円（寝具代、おむつ代含む）

- ③その他・・・レクリエーション等の材料費及び日常生活上必要なものであって、負担していただくことが適当と認められるもの。
ご契約者の日常生活に要する費用で、衣類、履物、洗面用具等のご本人に負担していただくことが適当である日用品の購入代金はご契約者に負担していただきます。

※洗濯

通い、宿泊サービス利用中のご契約者の洗濯物について、水洗いの可能な物の範囲で洗濯サービスを無料で行います。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の利用料金等は、1ヶ月ごとに計算し、サービス利用月の翌月15日前後にご契約者に通知いたします。ご契約者は、利用請求のあった月の25日(休日は翌銀行営業日)までに自動引き落としの方法で支払います。振込の場合は、月末までに支払います。振込の場合は下記の口座へ振込をお願いします。なお、振込手数料は自己負担となります。

【振込先口座】

秋田銀行 比内支店 普通貯金 1028092
みずきの家 理事長 佐藤 剛

7. サービス利用の中止、変更、追加

- (1) 居宅介護サービスは、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- (2) ご契約者の都合により、利用予定日の前に居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (3) 前記5(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の介護保険分の利用料は変更されません。
- (4) 前記5(2)の介護保険の対象とならないサービスについては、既に実施されたサービスに係る利用料金をお支払いいただきます。

8. 契約の終了

当事業所との契約では、契約が終了する日を定めていません。但し、下記のような事由が発生した場合は、契約を解除していただくことになります。

- ① ご契約者の要介護認定区分が非該当と判定された場合
- ② 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は廃止の届け出をした場合
- ⑤ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ⑥ ご契約者から契約書第9条の規定により、中途解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業所から契約書第10条の規定により契約解除の申し出を行った場合
- ⑧ ご契約者が死亡した場合

(1) ご契約者からの申し出により退居する場合

- ① 利用料金等の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院した場合

- ③ 事業者もしくはサービスに従事する職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が採った措置に対し、ご契約者が適切でないと判断した場合

(2) 事業者からの申出により退居していただく場合の事由

- ① ご契約者の利用料金等の支払いが、正当な理由なく納期限から1ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず支払われない場合
- ② ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービスに従事する職員、もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけるなど、契約を維持し難い重大な事情が生じた場合
- ③ やむを得ない事情により、事業所を閉鎖又は縮小する場合

9. 秘密保持及び個人情報の提供

ご契約者に介護サービスを提供するうえで知り得たご契約者及びご家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。但し、介護保険サービス利用のための市町村又は居宅介護支援事業者その他介護保険事業者もしくはご契約者が受診している医療機関への情報提供など、必要最小限の範囲内でご契約者やご家族の同意を得て個人情報を利用することができるものとします。

10. 賠償責任

事業者は、ご契約者に対する介護サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者に故意・過失が認められない場合は、この限りではありません。なお、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
- (2) ご契約者の急激な体調の変化や不慮の事故等、事業者の実施した介護サービスによらない事由が唯一の原因と判断される状況で発生した場合
- (3) ご契約者が、事業者もしくはサービスに従事する職員の依頼に反して行った行為が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合。

11. 緊急時の対応

事業者は、介護サービスの提供中にご契約者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ速やかに連絡するとともに、医師への連絡、受診等の措置を講じます。

12. 事故発生の防止及び発生時の対応

事業者は、事故の発生又はその再発防止のため次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応や報告の方法等を定めた事故発生防止のための指針を作成するとともに、事故発生又はその危険性のある事態が生じた場合には、必ずその事実を報告させその分析を通じた改善策を講じて職員等に徹底します。
- (2) ご契約者に対するサービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにご契約者のご家族に連絡します。また、保険者に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しておきます。

1 3. 非常災害対策

- (1) サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員等は必要によりご契約者の避難等の措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な避難経路及び避難方法、協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- (2) 非常災害に備え、消防計画を定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

1 4. 虐待等の禁止

事業者は、虐待等の防止のためご契約者の人格を尊重する視点に立ったサービスの提供に努めます。また、職員はご契約者に対し以下の行為は行いません。

- (1) 殴る、蹴る等直接ご契約者の身体に侵害を与える行為
- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (3) 食事を与えないこと
- (4) 健康状態等からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (5) 乱暴な言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
- (6) 脅かすような言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
- (7) 性的な嫌がらせをすること
- (8) 無視、放置すること

1 5. 身体的拘束等

事業者は、サービスの提供にあたり、ご契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、ご家族から同意を得た時のみ、その条件と期間内にて行うことができるものとし、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 6. 苦情の対応

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は、下記の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者	： 金谷 晴美
○苦情解決責任者	： 菅原 孝子
電 話	0 1 8 6 - 5 9 - 5 1 0 1
F A X	0 1 8 6 - 5 9 - 5 1 0 5

- (2) 行政機関その他の苦情受付機関

大館市役所 福祉部長寿課介護保険係	所 在 地：大館市三ノ丸103番地 (大館市総合福祉センター内) 電 話：0186-42-8260 F A X：0186-42-8532 受付時間：8：30～17：00 (土日祝日除く)
秋田県国民健康保険団体 連合会	所 在 地：秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階 電 話：018-883-1550 F A X：018-883-1551 受付時間：9：00～17：00 (土日祝日除く)

秋田県運営適正化委員会	所在地：秋田市旭北栄町1番5号 電話：018-864-2726 FAX：018-864-2742 受付時間：9：00～17：00 (土日祝日除く)
-------------	---

(3) 第三者委員

当事業所では、苦情処理（相談・解決）に社会性や客観性を確保し、ご契約者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、当法人評議委員の中から第三者委員として3名委嘱しております。希望される場合は、第三者委員を交えての話し合いもできます。

第三者委員は次のとおりです。

田畑 研一氏 渡部 鋼喜氏

17. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、サービスの改善及び質の向上を目的として、事業所が提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行います。内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

《運営推進会議》 構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護に知見を有する者等 開催：隔月で開催 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

18. 事業所利用の留意事項

(1) 面会について

①面会時間 7：00～19：00

②面会の際は、次の事項をお守りください。

- ・飲食物のお持ち込みの際は、必ず職員にお声かけください。
- ・職員に対する金品、茶菓等の配慮はご遠慮させていただきます。

(2) 外出について

外出される場合は、前日までに担当職員へお申し出ください。緊急やむを得ない場合は当日の届出となっても構いません。

(3) 食事について

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。緊急やむを得ない場合は当日の届出となっても構いません。

(4) 入浴について

サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等を中止もしくは清拭のみとする場合があります。

(5) 金品について

金品、貴重品等の紛失時の責任は負いかねますので、ご契約者の責任の範囲でお願いいたします。

(6) 喫煙・飲酒について

- ①喫煙はご遠慮ください。
- ②酒類のお持ち込みの際は、担当職員へ預けていただきます。
- ③飲酒の際は、必ず事業所の職員へお声掛けください。
- ④飲酒は、他の利用者等へ迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみください。

(7) 食べ物の持ち込みについて

食べ物の持ち込みは面会時、個人で楽しめる範囲の量でお願いいたします。居室内での保管はご遠慮ください。

(8) 施設・設備使用上の注意

- ①居室及び共有施設・敷地については、その本来の用途にしたがって利用してください。
- ②故意又は不注意等により施設設備を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、ご契約者の費用負担により原状回復していただくか、相当の代価をお支払いいただくことになります。
- ③他の利用者や職員等の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

19. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当事業所では、第三者による調査を受けています。これらは指定情報公表センターのホームページでご覧いただけます。

20. 福祉サービスの第三者評価について

定められた評価項目等に基づき自己評価や外部評価を定期的実施し、内容については事業所にてご覧いただくこともできます。また、評価結果等については、保険者・地域包括支援センターへ定期的に提出します。

当事業所は、令和6年1月26日に運営推進会議にて外部評価を実施しており、令和6年3月15日に評価が確定しています。なお、『小規模多機能型居宅介護（サービス評価）総括表』及び『事業所自己評価』は、法人ホームページにおいてもご覧いただけます

21. 協力医療機関

サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を講じます。

協力医療機関	名 称：大館市立扇田病院 代表者：大本 直樹 所在地：大館市比内町扇田字本道端7番地1 電 話：0186-55-1255
協力歯科医院	名 称：神成歯科医院 代表者：神成 勝典 所在地：大館市馬喰町25 電 話：0186-42-0377

2 2. 施設の設置・運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 比内ふくし会
(2) 法人所在地 秋田県大館市比内町新館字真館 2 1 - 6
(3) 連絡先 電話番号 0 1 8 6 - 5 5 - 0 6 8 0
F A X 0 1 8 6 - 5 9 - 4 5 3 8
E-mail h.mizuki@snow.ocn.ne.jp
ホームページ <http://hinai-fukushikai.jp>
(4) 代表者 理事長 佐 藤 剛
(5) 法人理念 『一人ひとりの思いに寄り添い 心を込めて支え合う』
(6) 法人の事業 特別養護老人ホームはなみずき
特別養護老人ホームやまぼうし
指定短期入所生活介護事業所やまぼうし
グループホームやまぼうし
比内町福祉センターデイサービス
介護サービスセンターひないデイサービス
指定居宅介護支援事業所ひない
大館市地域包括支援センターひない（受託）
大館市比内生活支援ハウス（受託）
介護サービスセンター山王台デイサービス
介護サービスセンター山王台居宅介護支援事業所
グループホーム山王台
みずきの家
グループホームはなみずき